

インフォメーション

運転免許更新時講習のお知らせ

違反運転者講習 (2時間)

3月6日(火)15時から
天塩町社会福祉会館

初回更新者講習 (2時間)

3月6日(火)10時から
天塩町社会福祉会館

一般運転者講習 (1時間)

3月6日(火)13時45分から
天塩町社会福祉会館

優良運転者講習 (30分)

3月6日(火)13時から
天塩町社会福祉会館

子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

●電話相談

電話：0120-3882-56
(無料、毎日24時間対応)

●メール相談

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
※急ぎの場合は電話相談を利用してください。

●来所相談

(10～16時、土日・祝日、年末年始はお休みです。)

子ども相談支援センター

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階
※上記の電話相談で予約してください。

※センターのWebページに、「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次のURLからご覧ください。

URL:<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>

新年初旬会作品

幌延ほおずき俳句会

七草や高値の葉物尻目す
北国の七種粥は残りの菜
七種や菜たっぷりに祈りあり
先人の食連綿と七日粥
七草や思い掛けない人が来た
北国や月日の艶の七日粥

熊谷千恵子
富樫とも子
富樫 堅一
横山 貞雄
佐藤 光朗
田中 徹男

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・自動車を使わなくなったとき(抹消登録)

平成30年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

お問い合わせ先:

札幌道税事務所自動車税部
電話:011-746-1197

ホームページ:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

軽自動車税の申告について

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両の所有者(または使用者)に課税されます。対象車両を新たに購入、譲渡または廃車した場合には、下記の場所において軽自動車税の申告を行う必要があります。

また、住所の変更があった方については、併せて車両の住所変更の申告を速やかにしていただく必要がありますので、ご注意ください。

現在、使用または所有をしていない車両についても、名義変更および廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと翌年度以降も税金がかかりますので、忘れずに申告をください。

軽自動車税の申告窓口

車種	申告場所
原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど)	役場住民生活課税務保険グループ 電話：5-1115 (住民生活課直通)
小型特殊自動車 農耕作業用トラクター 一定規格以下のタイヤショベルなど	問寒別出張所 電話：6-5006
軽自動車 660cc以下 (3輪・4輪のものなど) 125ccを超え250cc以下のバイク	旭川地区軽自動車協会 旭川市春光6条5丁目1番24号 電話：0166-53-7300
2輪の小型自動車 250ccを超えるバイク	旭川地方自家用自動車協会 旭川市春光町10番地 電話：0166-51-1221